

京都市告示第471号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 3月11日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津淀線	伏見区深草大亀谷西久宝寺町29番地の2地先から	旧	メートル 248.80	メートル 5.15 ~ 12.35
	同区深草枯木町31番地の10地先まで	新	248.80	9.50 ~ 15.00

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
四条通	右京区梅津構口町43番地の27地先から	旧	メートル 28.50	メートル 4.25 ~ 4.55
	同町43番地の15地先まで	新	28.50	5.30 ~ 7.70
大枝12号線	西京区大枝東長町1番地の508地先から	旧	25.90	3.50 ~ 3.80
	同町1番地の265地先まで	新	25.90	4.20 ~ 6.09

横大路緯15号線	伏見区横大路三栖泥町跡町9番地・12番地 併地先から	旧	43.10	3.60 ~ 3.90
	同町10番地の1地先まで	新	46.20	10.25 ~ 13.90
横大路緯63号線	伏見区横大路三栖木下屋敷町30番地地先から	旧	36.10	4.50
	同町31番地の2地先まで	新	36.10	5.35 ~ 6.50

(建設局土木管理部道路明示課)